

令和2年4月10日

保護者 様

県立上野ヶ原特別支援学校  
校長 若佐孝司

### 気象警報発令時及び地震発生時等の対応について

- 1 気象警報発令時（特別警報・大雨・洪水・暴風・暴風雪・大雪）
  - (1) 午前6：30の時点で、三田市に気象警報が発令された場合は、休校とします。  
西宮市等その他の居住地で気象警報が発令された場合は、当該地域の児童生徒は公欠とします。
  - (2) 午前6：30以降、気象警報が発令された場合、以下の通りとします。
    - ①午前8：45までに、気象警報が発令された場合、休校とし、スクールバスには乗車できません。  
スクールバスに乗車後、警報が発令された場合、学校まで保護者でお迎えをお願いします。
    - ②自力通学生及びバス停自力生に関しては、保護者に連絡をとり、個別に対応します。
  - (3) 登校後、午前11：30までに気象警報が発令された場合は、午後1：30下校とします。
    - ①担任は各家庭に連絡し、連絡がつかない場合、児童生徒は学校で待機します。
    - ②スクールバス通学者でバス停への迎えがない場合は、児童生徒は学校へ戻り、待機します。
    - ③バス停自力通学生はバス停まで保護者が迎えに来てください。
    - ④自力通学生で保護者に連絡がつかない場合は、個別に対応します。
  - (4) 登校後、午前11：30以降に、気象警報が発令された場合は、午後3：10下校とし、(3)①～④の対応になります。
- 2 交通機関等が交通途絶の場合は、自力通学生は自宅で待機してください。
- 3 地震発生時
  - (1) 登校前
    - ①三田市に震度5弱以上の地震が発生した場合は、休校とします。
    - ②西宮市に震度5弱以上の地震が発生した場合は、当該地域の児童生徒は公欠とします。
    - ③その他の地域で震度5弱以上の地震が発生した場合は、当該地域の児童生徒は公欠とします。
  - (2) 登校後、震度5弱以上の地震が発生した場合は、引き渡しによる下校になります。  
また、震度4以下の地震の場合は、通学路の安全を確認した上で通常下校となりますが、状況により個別に対応します。
- 4 その他  
台風等が接近するなど、翌日の登下校に大きな影響が予想される場合は、児童生徒の安全面を考慮して、前日に翌日を「休校」と判断する場合があります。この場合は予めお知らせ文書を配布します。その場合は、翌日に気象警報等が発令されなくても「休校」とします。